

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	清田区清田中央地区地下水位低下支援業務
発注課	建）土木部道路課
選定事業者	株式会社復建技術コンサルタント札幌営業所
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>清田区清田中央地区では、平成30年北海道胆振東部地震により道路や宅地等の被害を受けたことを受け、地下水位低下による地盤の安定化を目的に事業を進めてきたところである。しかしながら、当該地区の一部範囲において、地下水位の高止まりが確認されており、地震時における再度災害発生の恐れがあるため、早期の対策実施が必要である。</p> <p>当該地区については、令和5年度の業務において、一部範囲の地下水位の高止まりの原因に、土質の透水性が影響していることが判明したことを受け、令和6年度に地下水位低下のための設計検討を行い、令和7年度に対策工事を行った状況である。</p> <p>本業務の早期かつ確実な遂行のためには、当該地区が火山灰質土により盛土造成されており、透水性が低い特殊な地盤状況にあることから、過年度業務の各種調査より得られた地下水位の高止まりの原因や当該地区の土質、地下水の特性を熟知している必要がある。加えて、本業務にて実施する地下水位低下作業は、マンホール内で水位調整装置の取り外し等を行う特殊な作業であり、地表面の不同沈下や周辺家屋等への影響を極力抑えながら段階的、かつ、慎重に実施するものであり、その専門知識と経験が不可欠である。また、業務を円滑に遂行するためには、地震により被災した地区における事業であることに鑑み、これまで進められてきた本事業の実施の経緯について、深い理解と知識が求められる。</p> <p>以上のことから、早期かつ確実、円滑に履行期間内に業務を遂行するためには、令和2年度の調査・検討業務、令和5年度の地下水位低下支援業務、令和6年度の地下水位低下検討業務を受託し、当該地区における地盤状況や地下水の特性を熟知していることに加え、本市の里塚地区や美しが丘地区、月寒東地区のほか、熊本地震（益城町）などで地下水位低下対策を検討し専門知識と経験が豊富であり、本事業の経緯について深い理解と知識を有する、本業務を適切に実施できる唯一の業者である上記業者を選定することとしたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号